

東京農工大学スマートコアファシリティ推進機構運営規則の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
|--|--|--------------|
| <p>本則 (機構長) 第4条 (略) 2 機構長は、学長が任命する。 3 (略) 4 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、機構長を指名する学長の任期の末日以前でなければならない。 5 (略)</p> | <p>本則 (機構長) 第4条 (略) 2 機構長は、学長が任命する。 3 (略) 4 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、機構長を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。 5 (略)</p> | <p>文言の修正</p> |

附 則 (令和5年3月3日規則第1号)
 この規則は、令和5年3月3日から施行する。